74	(1)　福岡県久留米市梅満町1175　(104.00) (2)　福岡県久留米市野中町字高良川908－1　(39.00)	北緯33度18分26秒東経130度30分35秒の地点と北緯33度18分36秒東経130度31分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
75	(1)　熊本県山鹿市鹿央町大字米野字茶臼山1216　(305.20) (2)　熊本県玉名市大字箱谷字東狩又1800　(226.00)	北緯32度58分38秒東経130度39分44秒の地点と北緯32度59分13秒東経130度34分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
76	(1)　熊本県熊本市中央区春竹町春竹字苗床498－3　(80.70) (2)　熊本県熊本市南区南高江５―2115―2　(45.00)	北緯32度47分02秒東経130度42分15秒の地点と北緯32度45分21秒東経130度41分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
77	(1)　宮崎県宮崎市広島１－５－12　(71.00) (2)　宮崎県宮崎市清武町加納字永見取乙606－1　(72.00)	北緯31度54分56秒東経131度25分33秒の地点と北緯31度54分26秒東経131度25分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯31度54分18秒東経131度25分03秒の地点と北緯31度53分37秒東経131度24分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯31度53分26秒東経131度24分21秒の地点と北緯31度52分59秒東経131度23分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
78	(1)　福岡県糟屋郡須恵町大字植木字大間1429―1　(80.00) (2)　福岡県糟屋郡久山町大字久原字扇谷134－1　(164.00)	北緯33度36分51秒東経130度29分47秒の地点と北緯33度37分18秒東経130度30分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度37分39秒東経130度30分13秒の地点と北緯33度39分23秒東経130度31分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
79	(1)　福岡県糟屋郡須恵町大字植木字大間1429―1　(80.00) (2)　福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗字永田4826―1　(88.00)	北緯33度36分57秒東経130度30分10秒の地点と北緯33度37分08秒東経130度30分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度37分11秒東経130度30分45秒の地点と北緯33度37分27秒東経130度31分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
80	(1)　佐賀県唐津市相知町平山上字池甲の394―160　(772.00) (2)　佐賀県多久市東多久町大字別府2949―732　(217.00)	北緯33度16分55秒東経130度01分40秒の地点と北緯33度17分24秒東経130度09分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
81	(1)　福岡県宗像市大字王丸字長原993―2　(131.00) (2)　福岡県宗像市土穴鍵ノ前422―1　(51.00)	北緯33度46分56秒東経130度32分18秒の地点と北緯33度47分39秒東経130度33分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度47分59秒東経130度33分27秒の地点と北緯33度48分18秒東経130度33分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
82	(1)　福岡県宗像市大字王丸字長原993―2　(125.00) (2)　福岡県宗像市山田字妙見1267―22　(141.00)	北緯33度46分56秒東経130度32分17秒の地点と北緯33度48分14秒東経130度32分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度48分30秒東経130度33分01秒の地点と北緯33度49分37秒東経130度33分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
83	(1)　福岡県宗像市大字王丸字長原993―2　(125.00) (2)　福岡県宗像市池田字下大王寺3647―1　(85.00)	北緯33度47分22秒東経130度32分19秒の地点と北緯33度48分57秒東経130度32分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度49分10秒東経130度32分34秒の地点と北緯33度50分34秒東経130度32分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
84	(1)　福岡県糸島市泊字タチ1172　(62.50) (2)　福岡県糸島市川原字フスボリ777―1　(195.20)	北緯33度34分41秒東経130度12分30秒の地点と北緯33度31分04秒東経130度15分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

1	(1)　愛媛県松山市真砂町119　(66.70) (2)　愛媛県伊予市宮下字東谷末2262―2　(398.00)	北緯33度49分57秒東経132度45分34秒の地点と北緯33度48分19秒東経132度45分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　愛媛県松山市真砂町119　(62.40) (2)　愛媛県西条市小松町石鎚字老ノ川国有林13林班は小班内　(1758.30)	北緯33度49分57秒東経132度45分34秒の地点と北緯33度49分38秒東経132度47分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　愛媛県新居浜市萩生字河之北67―93　(208.10) (2)　愛媛県西条市小松町石鎚字老ノ川国有林13林班は小班内　(1758.30)	北緯33度56分28秒東経133度15分09秒の地点と北緯33度55分09秒東経133度14分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　愛媛県松山市真砂町119　(61.70) (2)　愛媛県伊予市中山町出淵字大矢６耕地1242―2　(877.05)	北緯33度49分57秒東経132度45分34秒の地点と北緯33度48分21秒東経132度45分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　香川県高松市丸の内８―15　(66.50) (2)　岡山県岡山市南区郡字甲之峰2515―3　(391.15)	北緯34度20分52秒東経134度03分04秒の地点と北緯34度21分25秒東経134度02分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　愛媛県松山市丸の内２－１　(109.50) (2)　愛媛県上浮穴郡久万高原町そら野坂瀬　(1696.00)	北緯33度50分38秒東経132度46分06秒の地点と北緯33度50分23秒東経132度46分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域